

令和5年琴浦町告示第117号

認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の38第2項の規定により次のとおり告示する。

当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この告示期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

令和5年12月26日

琴浦町長 福本 まり子



- 1 名称 大熊自治会
- 2 区域 本会の区域は、琴浦町大字高岡305番地3から465番地1までの区域とする。
- 3 所在地 鳥取県東伯郡琴浦町大字大字高岡437番地1

4 不動産に関する事項

地目	面積	所在地
原野	7001 m <sup>2</sup>	東伯郡琴浦町大字山川字釈迦平下西林725番1
保安林	17454 m <sup>2</sup>	東伯郡琴浦町大字山川字奥田850番1
原野	2082 m <sup>2</sup>	東伯郡琴浦町大字山川字水谷882番1

- 5 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙1~3参照

- 6 告示期間 令和5年12月26日から令和6年3月26日まで

7 異議を述べる方法

琴浦町長に対し、地方自治法施行規則(昭和22年内務省令第29号)第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

(別紙1)

地目	面積	所在地
原野	7001㎡	東伯郡琴浦町大字山川字釈迦平下西林725番1
登記名義の氏名	登記名義の住所	共有持分
御崎 勤	東伯郡赤碕町大字高岡453番地	5分の1
高力 隆	東伯郡赤碕町大字高岡455番地	5分の1
高力 毅	東伯郡赤碕町大字高岡371番地	5分の1
高力 寿雄	東伯郡赤碕町大字高岡452番地	5分の1
高力 広美	東伯郡赤碕町大字高岡370番地	5分の1

(別紙2)

地目	面積	所在地
保安林	17454㎡	東伯郡琴浦町大字山川字奥田850番1
登記名義の氏名	登記名義の住所	共有持分
高力 虎蔵	東伯郡赤碕町大字高岡455番地	26分の1
御崎 清松	東伯郡赤碕町大字高岡465番地	26分の1
高力 藤吉	東伯郡赤碕町大字高岡454番地	26分の1
高力 市造	東伯郡赤碕町大字高岡451番地	26分の1
谷本 辰次郎	東伯郡赤碕町大字高岡443番地	26分の1
高力 愛蔵	東伯郡赤碕町大字高岡421番地	26分の1
高力 豊吉	東伯郡赤碕町大字高岡387番地内第1	26分の1
高力 辰造	東伯郡赤碕町大字高岡385番地1	26分の1
毎田 梅造	東伯郡赤碕町大字高岡381番地1	26分の1
高力 正造	東伯郡赤碕町大字高岡375番地	26分の1
高力 米蔵	東伯郡赤碕町大字高岡372番地	26分の1
高力 初蔵	東伯郡赤碕町大字高岡371番地	26分の1
高力 安吉	東伯郡赤碕町大字高岡370番地	26分の1
高力 為造	東伯郡赤碕町大字高岡368番地	26分の1
高力 伝九郎	東伯郡赤碕町大字高岡364番地2	26分の1
高力 岩造	東伯郡赤碕町大字高岡1番屋敷	26分の1
御崎 芳蔵	東伯郡赤碕町大字高岡4番屋敷	26分の1
高力 政四郎	東伯郡赤碕町大字高岡5番屋敷	26分の1
高力 万次郎	東伯郡赤碕町大字高岡8番屋敷	26分の1
高力 為吉	東伯郡赤碕町大字高岡16番屋敷	26分の1
高力 元吉	東伯郡赤碕町大字高岡20番屋敷	26分の1
鳥飼 亀久蔵	東伯郡赤碕町大字高岡22番屋敷	26分の1
高力 幸吉	東伯郡赤碕町大字高岡24番屋敷	26分の1
高力 信市	東伯郡赤碕町大字高岡25番屋敷	26分の1
高力 時夫	東伯郡赤碕町大字高岡306番地2	26分の1
高力 一幸	東伯郡赤碕町大字高岡359番地	26分の1

(別紙3)

地目	面積	所在地
原野	2082㎡	東伯郡琴浦町大字山川字水谷882番1
登記名義の氏名	登記名義の住所	共有持分
御崎 信蔵	東伯郡赤碕町大字高岡453番地	5分の1
高力 政四郎	東伯郡赤碕町大字高岡452番地	5分の1
高力 幸松	東伯郡赤碕町大字高岡372番地	5分の1
高力 猶蔵	東伯郡赤碕町大字高岡385番地1	5分の1
高力 稔	東伯郡赤碕町大字高岡364番地2	5分の1